

議第36号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市会」の右に「並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「及び地方公共団体」を「，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。），地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号ア中「職員が職務上」を「職員等（実施機関の職員及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）が職務上」に、「職員が組織的に」を「職員等が組織的に」に改める。

第3条第2項中「職員又は職員」を「職員等又は実施機関の職員等」に改める。

第16条第3号中「及び他の地方公共団体」を「，他の地方公共団体，独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改め、同条第7号オ中「又は」の右に「独立行政法人等，地方独立行政法人その他の」を加える。

第41条第3項中「，第3章，第4章並びに第5章」を「及び第3章から第5章まで」に改め、「職員」の右に「並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員」を加える。

第44条第1項中「出資する法人」の右に「（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）」を加える。

第46条第1項第1号中「実施機関の職員」を「実施機関の職員等」に、「職員で」を「実施機関の職員等で」に改める。

第48条中「職員」を「職員等」に改める。

附則第4項中「又は第11条第1項本文」を削る。

附則第5項中「第12条ただし書」を「第11条ただし書」に改める。

附則第6項及び第7項を次のように改める。

(地方独立行政法人の設立に伴う経過措置)

6 地方独立行政法人（本市が設立するものに限る。以下同じ。）の設立の日の前日において現に本市が行っている業務のうち、当該地方独立行政法人がその設立の日以後行うものに係る個人情報（以下「引継個人情報」という。）について、当該地方独立行政法人の設立の時ににおいて実施機関と当該地方独立行政法人との間で行われる個人情報の収集及び提供については、第6条（第1項を除く。）及び第8条の規定は、適用しない。

7 地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して実施機関に対してされた開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）であって、その設立の日前に実施機関が開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等をしていないものは、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人に対してされた開示請求等とみなす。

附則に次の3項を加える。

8 地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等は、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等とみなす。

9 地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して実施機関に対してされた第35条第1項の規定による是正の申出（以下「是正申出」という。）であって、その設立の日前に実施機関が同条第5項の規定による通知をしていないものは、その設立の日以後は、当該地方独立行政法人に対

してされた是正申出とみなす。

- 10 附則第6項から前項までに規定するもののほか、地方独立行政法人の設立の日前に、引継個人情報に関して、この条例の規定に基づき実施機関がした行為又は実施機関に対してされた行為は、その設立の日以後は、この条例の規定に基づき当該地方独立行政法人がした行為又は当該地方独立行政法人に対してされた行為とみなす。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人法の規定に基づき本市が設立した地方独立行政法人を京都市個人情報保護条例の実施機関とするために必要な措置を講じる必要があるので提案する。